

平成24年度全国獣医師会会長会議の開催

平成24年10月5日、平成24年度全国獣医師会会長会議が明治記念館「孔雀」において開催された。

本会議では、協議事項として「役員選任規程に関する件」を協議したほか、説明・報告事項として、①「政策提言活動等に関する件」、②「東日本大震災被災対応に関する件」、③「2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件」、④「日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件」、⑤「その他の報告・連絡事項」について協議がなされた。平成24年度全国獣医師会会長会議の議事概要は下記のとおり。

平成24年度全国獣医師会会長会議の議事概要

I 日時：平成24年10月5日(金) 14:00～17:00

II 場所：明治記念館2階「孔雀」

III 出席者：

【地方獣医師会】

55 地方獣医師会会長ほか

【日本獣医師会】

会長：山根義久

副会長：藏内勇夫、近藤信雄

専務理事：矢ヶ崎忠夫

地区理事：波岸裕光、砂原和文、高橋三男、村中志朗、
大野芳昭、中島克元、柴田 浩、塩本泰久、
坂本 紘

職域理事：酒井健夫、麻生 哲、細井戸大成、

横尾 彰、梅澤正親、森田邦雄、木村芳之

監事：岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

IV 議事

【協議事項】

役員選任規程に関する件

【説明・報告事項】

- 1 政策提言活動等に関する件
- 2 東日本大震災被災対応に関する件
- 3 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件
- 4 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件
- 5 その他の報告・連絡事項

V 会議概要

【会長挨拶】

山根会長から、大要次のとおりの挨拶がなされた。

明日(10月6日)10時から、皆様のご理解とご支援をいただき準備を進めてきた「2012動物感謝デー in JAPAN」が開催されるはこびとなった。本イベントもだいぶ定着し、今後ますます盛大になることを祈念しているが、開催する日数については今後議論しなければならないと考えている。

また、日頃から皆様には日本獣医師会の事業運営にご

支援をいただいていることを心から感謝申し上げる。この数年、宮崎県における口蹄疫の発生からはじまり、高病原性鳥インフルエンザの発生、さらには昨年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故、これらにより大変多くの動物たちが犠牲となった。現在、福島県の20km圏内では未だに放れ牛、隔離された牛が苦痛を伴いながら生存している。日本獣医師会では、これらを何とかしなければならないのではないかと、現在、計画を進めている。

9月末になってようやく福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会という一般社団法人を立ち上げ、代表者には東京農業大学の林 良博先生に就任いただき、さらに岩手大学と東北大学、そして北里大学等々の教員の先生方に中心となっていただいで、福島県の20km圏内の家畜への対応を進めているところである。地元で調査を行ったところ、7月の時点で806頭の牛が、安楽殺を望まない個人や団体に飼育されている。現時点ではこれらの飼養者や牛たちは疲弊してしまっている状況であり、これを何とかしなければならないと考えている。これらをより快適な環境下で飼育するにはどうすれば良いかを南相馬で議論し、最終的には数カ所の施設に牛たちを集め、より良い環境で飼育することが良いのではないかと考えている。そのためには、いわゆるきちんとした活動母体を作り、義援金の受け皿となって収支を管理する形をとった方が良いのではないかとことから、ようやくこの話がまとまり、10月からスタートすることとなった。いつまで支援できるかどうかは別にして、できる限りの努力は惜しまないつもりである。

全国で地区獣医師大会が開催されているが、これまでに6地区の大会が終了して東北地区と九州地区を残すのみとなった。そこでの話題の多くは、今後の獣医学教育、獣医師偏在問題にも大きく関わる処遇改善、そしてさらに狂犬病注射問題である。最初の2件はかなり具体的に進展しており、獣医学教育の問題については、第1次の獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議が、平成20年の開始から3年近くかけてようやく昨年3月に終了した。その中では色々な具体的な案が出さ

れ、モデルコアカリキュラムが完成し、さらに学生の参加型実習が可能となった。しかし、まだまだ獣医学教育の問題への対応は不十分である。この動きに合わせて北海道大学と帯広畜産大学、そして岩手大学と東京農工大学が共同獣医学科を立ち上げてこの4月からスタートし、さらに鹿児島大学と山口大学では一步グレードアップして共同獣医学部構想がスタートした。来年には鳥取大学と岐阜大学という話が固まっているようであり、まだ一部の大学で対応が遅れているようだが、いずれにしても獣医学教育の問題については具体的な活動が起きている。

また、農林水産省では一昨年の9月、こちらも2年近くかかって獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針が取りまとめられ、さらにこれに沿って、ほとんどの都道府県において都道府県計画を作るに至った。現在はその進捗情報の検証を進めているところである。この件については職域の偏在等々の問題が関係するが、やはりメインの目的は処遇改善である。さらに、処遇改善を図るのであれば獣医学教育を充実しなければならないということに突き当たる。今、この2つが両輪のごとく進みつつある。おそらくや良い結果が生まれるのではないかと期待をしている。

また、チームでの獣医療というものを考えると、医療の分野では22もの国家資格があるが、獣医師の分野において国家資格は獣医師しかない。何とか動物看護師を公的資格としてチーム獣医療の時代を迎えるべきだということで、現在、努力を重ねているところである。ようやく昨年、動物看護師の統一認定機構が立ち上がり、来年2月から機構が実施する第1回目の統一認定試験がスタートする。関係者は準備に大わらわのようだが、立派な進み方をしてほしいと思っている。

明日は動物感謝デーであり、本日、この会長会議後には懇談を深めたいと思っているので、本会議が有意義な会議になることを祈念して挨拶に代えさせていただく。

【座長選任】

山根会長から多田洋悦岩手県獣医師会会長を座長に指名して、以下のとおり議事が進められた。

【議 事】

【協議事項】

役員選任規程に関する件

【説明・報告事項】

- 1 政策提言活動等に関する件
- 2 東日本大震災被災対応に関する件
- 3 2012動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件
- 4 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件
- 5 その他の報告・連絡事項

【協議事項】

役員選任規程に関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程に関する件について、規程内容のうち、①副会長の1名増員、②獣医学術学会理事の新設と推薦母体について検討するためにワーキンググループを設置したこと、さらにワーキンググループにおける検討の経過について説明が行われた（本誌第65巻第11号818頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照）。

質疑においては以下の内容が要望された。

質問1：副会長の増員について、その必要性が不明なうちに推薦理由書が提出されることとなっているが、これは順序が逆ではないか。まず先に、理事会において副会長の増員の必要があると認められた後に推薦理由書が提出されるべきである。

回答1：指摘を踏まえ、明確になるように表現方法を再度検討のうえ、最終理事会に提出したい。

質問2：増員する副会長の業務を専務理事が代行することはできないのか。

回答2：副会長3名制は定款で決定している事項である。3人目の副会長は特化した業務に対応するものであり、専務理事が行う業務とは内容が異なる。

質問3：総会で立候補者があり当選した場合、予定されていた執行理事が落選してしまって地区理事等の代表理事が欠けてしまう恐れがあるので、総会で定数を決議して代表理事が欠けないように対応した方が良いのではないか。

回答3：定数関係についてはご指摘のとおりであって定款で定めており、定数内で理事を選任することなので、総会においてまず定数を定めてから理事候補者を選任する方式も検討したい。

質問4：役員選任規程の別表1において「理事の選任定数」が定められているが、理事の定数は定款で23名以内と定められている。理事・監事は総会決議で選任するものであり、この表は「代表理事、執行理事」の選任定数であるので、表のタイトルは変えた方が良いのではないか。また、役員候補者選定理事会で役員候補者から漏れた者が総会において推薦された場合、選挙になる恐れがあり、立候補する資格がある人は選挙管理委員会に推薦があった人なので、推薦はしないのではないか。さらに、職域の部分が“上位1位まで”という文言は不適當なので、「まで」は取って“上位1位”とするべきではないか。

回答4：いただいたご意見については、再度検討させて

いただきたい。

質問5：公益法人として、理事会の選任に関する権限についてどのように考えているのか。役員を選任は理事会ができないこととなっているのではないか。

回答5：役員を選任は総会が行う。理事会は役員“候補者”を選定するだけであり、役員を選任を行う訳ではない。理事会は業務執行理事の選任を行うこととしている。あくまでも理事会は役員の選任をしなければ良い、と理解している。文言の内容については今後、十分に検討する。

〔説明・報告事項〕

1 政策提言活動等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、政策提言活動等に関する件（①動物愛護管理法の制度見直しに関する要請（本誌第65巻第8号575頁（平成24年度第3回理事会の開催）参照）、②動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の概要、③学術・教育・研究委員会（報告）「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて」（本誌第65巻第11号821頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照）、④獣医師生涯研修事業運営委員会（報告）「獣医師生涯研修事業の課題と対応の方向」（本誌第65巻第11号822頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照））について説明が行われ、①及び②について以下の質疑が行われた。

質問1：次の動物愛護管理法改正までの5年間、日本獣医師会ではどのようにマイクロチップの推進を進めていくのか、計画を教えてください。

回答1：法令改正に合わせて国においても対応が図られると思われるので、本会としては、今後、改正までの期間において国と連携を図りながら、具体的な事業内容を検討して進めていきたい。また、動物愛護管理法の改正内容については、全構成獣医師に周知する必要があると考えているので、機会を設けて啓発をしていきたいと考えている。

質問2：マイクロチップのデータをペットショップのデータベースに登録する事例が増えているので、AIPOへのデータ登録推進の早急な対応が必要ではないか。

回答2A：マイクロチップのデータ登録は、国の告示では公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されていることとなっている。しかし、一部の民間業者が任意でマイクロチップのデータ登録を行っているという情報をこちらでも得ている。但し、これをどう罰するかについては現時点で規制されていないことから、環境省の

中央環境審議会動物愛護部会においてもこの問題を整備しようという声が出ている。

回答2B：マイクロチップのデータが民間の任意のデータベースに登録されてしまう問題については、AIPOのデータベースへの一元化が崩れることにより、結果的に飼い主の利に反することになってしまうことから、執行部も非常に危惧している。また、東日本大震災で保護収容された動物にはほとんど鑑札がついておらず、さらにマイクロチップも入っていないために個体識別ができないことが問題視されている。すなわちこれは、日本国内に狂犬病が入ってきた場合、動物の個体識別ができないため多数の動物を殺処分しなければならない事態となる恐れがあることを示している。マイクロチップの普及に合わせて狂犬病注射問題を根本から検証し、今後、進むべき方向を議論する場を関係各省との間で設ける対応を進めていきたいと考えている。関係各省を動かすためには、狂犬病注射に関する議論すべき内容や現在問題となっている内容について、地方からの要望を寄せていただくことが非常に重要であると考えている。

2 東日本大震災被災対応に関する件

矢ヶ崎専務理事から、東日本大震災の被災対応について説明が行われた（本誌第65巻第11号823頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照）。

3 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、2012動物感謝デー in JAPANについて説明が行われた（本誌第65巻第11号821頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照）。

4 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年度から26年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画が説明された（本誌第65巻第11号823頁（平成24年度第4回理事会の開催）参照）後、大阪市獣医師会の石川副会長から、平成24年度獣医学術学会年次大会（大阪市）への参加協力が依頼された。

5 その他の報告・連絡事項

その他の報告・連絡事項として、矢ヶ崎専務理事から当面の日本獣医師会関係主要会議等の開催日程が報告された。